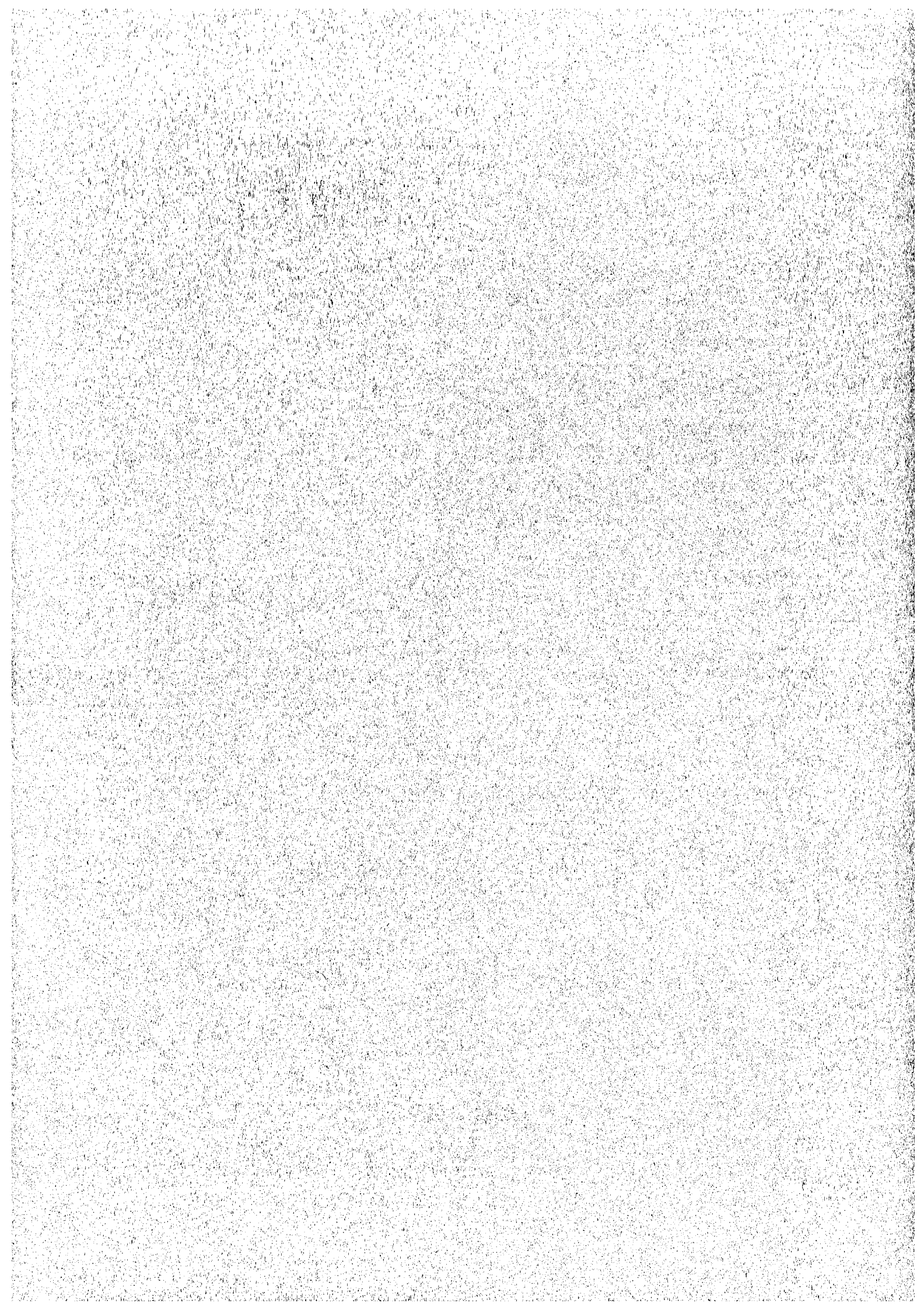


環境保全

1	環境保全活動の推進	213
2	緑の保全と 緑化の推進	218
3	水環境の保全	219
4	ごみ処理	224
5	し尿処理	229
6	環境総合研究所	231



1 環境保全活動の推進（環境企画課）

（1）環境保全

ア 概 要

今日の環境問題は、水質汚濁、騒音、大気汚染等といった身近な生活環境の問題から、地球温暖化にともなう異常気象現象の多発をはじめ、酸性雨、オゾン層の破壊、森林減少、砂漠化などの地球規模の問題に至るまで、複雑多様化してきているのが現状である。

このような環境問題は、今日の経済的、社会的な背景における人々の営みが主たる原因となって引き起こされていることを考えると、市民一人ひとりが自分自身の問題として捉え、環境を意識し、配慮した行動をとることが不可欠である。

本市では、美しく豊かなこのふるさとの環境を守り育て、これを次の世代に引き継いでいくために、市民、事業者、市が一体となり、それぞれの立場に立った更なる環境保全への取り組みを推進するために、平成7年9月に「環境保全都市宣言」を行い、その中で、市民一人ひとりが環境問題への責任と役割を自覚し、行動することを謳っている。

イ 環境基本条例の制定

昭和63年に、議会による全会一致の賛成のもと、総合的な環境行政の基本となる「熊本市環境基本条例」を全国に先駆け制定した。現在、地下水・緑、都市景観保全などの実践条例を制定し基本条例の理念の達成に取り組んでいる。

ウ 環境総合計画の策定

環境基本条例に規定する「市民生活における良好な環境の確保を図る」ため、平成13年3月に本市の環境行政のマスタープランとして「第2次熊本市環境総合計画」を策定した。本計画は、都市を環境面から幅広く総合的に捉え、21世紀のふるさとの望ましい環境づくりの指針となるものである。計画期間を10年間として策定された本計画について、平成17年度にその中間見直しを行った。

長期目標

- ・自然と共生する風格ある「森の都」をつくる
- ・環境負荷の少ない循環型社会をつくる
- ・地球市民を育てすべての者の参加と協働を実現する

目標達成のための基本方針

- ・環境問題に対して自覚と責任を持ち実践する人を育てる
- ・環境保全型の社会経済へ転換していく仕組みづくりを進める
- ・様々な主体が協力し、ともに切磋琢磨する「協働」の取り組みを進める

エ 環境保全行政の推進

環境総合計画に基づき、良好な環境の維持形成を目指して、具体的な施策や事業に取り組んでいる。

① 市民啓発事業

廃棄物や河川・地下水等の身近な環境問題や、地球温暖化など地球規模の環境問題をテーマとする環境フェアを

開催し、市民に対する啓発活動を行っている。また、ふれあい出前講座や公民館講座での環境学習会、ごみ処理施設へのバスツアーや、親子環境探検隊などを実施している。

② 事業者の環境配慮促進

ISO14001の認証取得のほか、事業者に対して「事業所グリーン宣言」事業の実施や中小事業者が取り組みやすい「エコアクション21」の認証・登録の支援を行うなど、事業者の継続的な環境負荷低減に向けた組みを進めている。

③ 行政の率先活動

市自らが行う事務事業について率先して環境保全に取り組み、環境負荷の低減を図ることを目的として、平成14年10月に本庁等を対象範囲として、環境管理システム「ISO14001」の認証を取得し、現在その規格に適合した環境マネジメントシステムを運用している。

また、市の全組織を対象範囲として、平成18年4月に「熊本市役所グリーン計画」に引き続き策定した「第2次熊本市役所グリーン計画」の推進を図っている。

④ 地球環境問題への対応

地球環境問題の中でも、最も重要かつ日常生活に密着した問題である地球温暖化の防止に向け、地方からの対応を進めるため、市民に対しては「市民CO₂ダイエットクラブ」への参加呼びかけ、事業者に対しては「エコアクション21」の認証・登録の支援を行い、省エネ・省資源を目指した実践的な行動の推進を図っている。

また、平成15年度末には「熊本市地域新エネルギービジョン」を策定し、庁内あるいは市域における新エネルギーの普及・促進にも取り組んでいる。

⑤ パートナーシップによる環境保全活動の推進

「第2次熊本市環境総合計画」の推進主体として、平成14年度に市民、事業者、市から構成される「エコパートナーくまもと」が設立された。

「エコパートナーくまもと」では、「環境保全都市」の実現に向け、身近な廃棄物問題や地下水問題から地球温暖化に象徴される地球規模の環境問題まで、それぞれのテーマに応じてワーキンググループ（作業部会）を形成し、市民、事業者、市が協働で環境保全活動の推進に取り組んでいる。

オ 審 議 会

環境審議会（平成元年1月発足）

目 的 市長の諮問に応じ、良好な環境の確保に関する基本的事項を調査審議する。

委 員 20人（任期2年）

開催回数 全体会3回（平成17年度）

カ 環境紛争の処理

環境紛争調整委員会（昭和63年10月発足）

目 的 環境基本条例に基づき、良好な環境の確保に関する紛争の処理についてあつせん又は調停にあたる。

委 員 6人（任期2年）

開催回数 2回（平成17年度）

キ 公害苦情処理件数

平成17年度の苦情処理件数は表のとおりであり、総数118件と前年度より32件減少した。苦情を種類別に見ると、大気汚染が31%と最も多く、次いで騒音26%、水質汚濁24%、悪臭15%、振動2%となっている。最近5ヵ年間の傾向を見ると、大気汚染関係では廃棄物の野外焼却に関する苦情が多く、水質汚濁関係では油流出事故に関する苦情が多い。

種 別	年 度				
	13	14	15	16	17
大 気 汚 染	24	31	49	32	37
水 質 汚 濁	71	84	72	41	28
騒 音	25	37	34	47	31
振 動	3	8	6	5	2
悪 臭	20	14	18	20	18
そ の 他	5	0	2	5	2
計	148	174	181	150	118

ク 公害防止事前指導

公害や環境に係る苦情を未然に防止するため、工場や店舗・飲食店等の事業場については、建築確認申請の際、その工場等に係る建築工事の内容や付帯設備等を記載させた書類と図面を提出させ、事前指導を行っている。

平成17年度の事前指導件数 517件



(2) 大気保全

ア 概 要

熊本市は、さわやかな空気や澄みきった青い空に恵まれた、住みよいまちである。

しかし、最近では、自動車の排ガス中のSPM（浮遊粒子状物質）やベンゼン等の有害な化学物質による大気汚染が新たな問題として顕在化しつつある。

このような中、本市では、市内に7カ所の自動大気測定局（一般環境5局、自動車排出ガス2局）で大気汚染状況を常時監視するとともに、工場や事業場からのばい煙を監視するため、立入調査等を実施している。

イ 大気汚染の状況

① 環境基準の達成状況

二酸化硫黄、二酸化窒素及び一酸化炭素については測定局全局で環境基準を達成しており、本市の大気環境は概ね良好な状況であるが、浮遊粒子状物質について2局が、また光化学オキシダントについては、全国的に見られるように一般局5局とも環境基準未達成となっている(平成16年度全国達成率0.3%)。

光化学オキシダントについては、平成17年度までは「光化学スモッグ注意報」の発令基準となる0.12ppmを超えたことはなかったが、平成18年4月以降、特異的にオキシダント濃度が上昇し、6月には熊本県下で初めての光化学スモッグ注意報が発令された。

測定項目	二酸化硫黄			二酸化窒素			浮遊粒子状物質			光化学オキシダント			一酸化炭素									
環境基準	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること			1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること			1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること			1時間値が0.06ppm以下であること			1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること									
環境基準との比較における評価方法	短期的評価	長期的評価	長期的評価	短期的評価	長期的評価	短期的評価	短期的評価	短期的評価	短期的評価	短期的評価	長期的評価	短期的評価	長期的評価									
	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること	1日平均値の高い方から2%除外値が0.04ppm以下であり、かつ、1日平均値が連続して0.04ppmを超えないこと	年間の1日平均値の低い方から98%値が0.06ppm以下であること	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること	1日平均値の高い方から2%除外値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が連続して0.10mg/m ³ を超えないこと	1時間値が0.06ppm以下であること	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること	1日平均値の高い方から2%除外値が10ppm以下であり、かつ、1日平均値が連続して10ppmを超えないこと														
年度	15	16	17	15	16	17	15	16	17	15	16	17	15	16	17	15	16	17	15	16	17	
一般環境大気測定局	花畑局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	×	○	○	×	×	×	—	—	—
	錦ヶ丘局	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	×	×	×	—	—	—
	古町局	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	×	×	○	○	×	×	×	—	—	—
	天明局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	—	—	—
	榎木局	—	×	○	—	○	○	—	○	○	—	×	×	—	○	×	—	×	×	—	—	—
ガ自動車測定局	水道町局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	×	×	○	—	—	—	○	○	○
	神水本町局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	×	—	—	—	—	—	—

(注) ○は環境基準達成、×は環境基準未達成

② 対策

(ア) 浮遊粒子状物質については、主に自動車から発生しているため、自動車交通公害防止対策を推進する。

(イ) 光化学オキシダントについては、光化学スモッグ注意報等の発令に備え、市民や事業者等への広報連絡体制を整えた。また今後は、春先から光化学オキシダント濃度の推移を注視する。

ウ 工場、事業場の監視・指導状況

ばい煙発生施設を設置している工場・事業場は、平成17年度末で745件あり、ばい煙発生施設の8割以上が冷暖房用のボイラーである。平成12年1月から「ダイオキシン類対策特別措置法」が施行され、法の適用を受ける廃棄物焼却炉の設置事業場に対して、排出基準の遵守とダイオキシン類の自主測定の指導を行っている。

エ 自動車交通公害防止対策

熊本都市圏（16市町村）における自動車交通に起因する大気汚染と騒音を防止し、住民の健康で良好な生活環境の維持・形成を図るとともに、地球温暖化の防止等に寄与することを目的として、平成10年1月、熊本県と熊本市が共同で「熊本都市圏自動車交通クリーン推進計画」（計画年度：平成9年度～平成17年度）を策定し、平成17年度まで住民・事業者・行政がそれぞれの役割に応じた取り組みを進めてきたところであり、その実績を踏まえてエコドライブの推進等、自動車交通公害防止対策を進めている。

① 現況

自動車交通に伴う大気汚染の状況については、窒素酸化物の濃度が環境基準（0.06ppm以下）は達成しているものの、「熊本都市圏自動車交通クリーン推進計画」における環境保全目標値（0.04ppm）は達成できなかった。また、自動車交通騒音については、平成13年度から平成17年度にかけて毎年5区間ずつ主要幹線道路25区間の面的評価を実施し、5カ年の平均環境基準達成率は、76.7%であった。

② 対策

自動車による環境負荷の低減を図るため、アイドリング・ストップ運動や公共交通機関の利用促進（ノーマイカーデー）、自転車利用促進等の事業を推し進めるとともに、自動車交通騒音の面的評価については、平成18年度から5カ年間で幹線道路の全評価対象区間116区間を実施する予定である。

オ 有害大気汚染物質監視

① ダイオキシン類の監視と啓発

平成17年度は、都市中心部、固定発生源周辺、主要道路沿線等の16地点において、夏期と冬期の2回、大気中のダイオキシン類の測定を行ったが、全測定地点とも環境基準を達成していた。また、市民や事業者に対しては、啓発用のパンフレットを配布し、ダイオキシン類についての正しい理解を深め、発生防止・削減に努めている。

② 有害大気汚染物質の監視

ベンゼン、テトラクロロエチレン等の有機塩素化合物、水銀等の重金属類など計17物質について、一般環境（1地点）と沿道（2地点）の3地点で毎月1回測定を行い、モニタリングを実施している。

ここ数年沿道地点でベンゼンが環境基準を超過していることから、平成15年度から測定地点を増やし、監視を強化している。



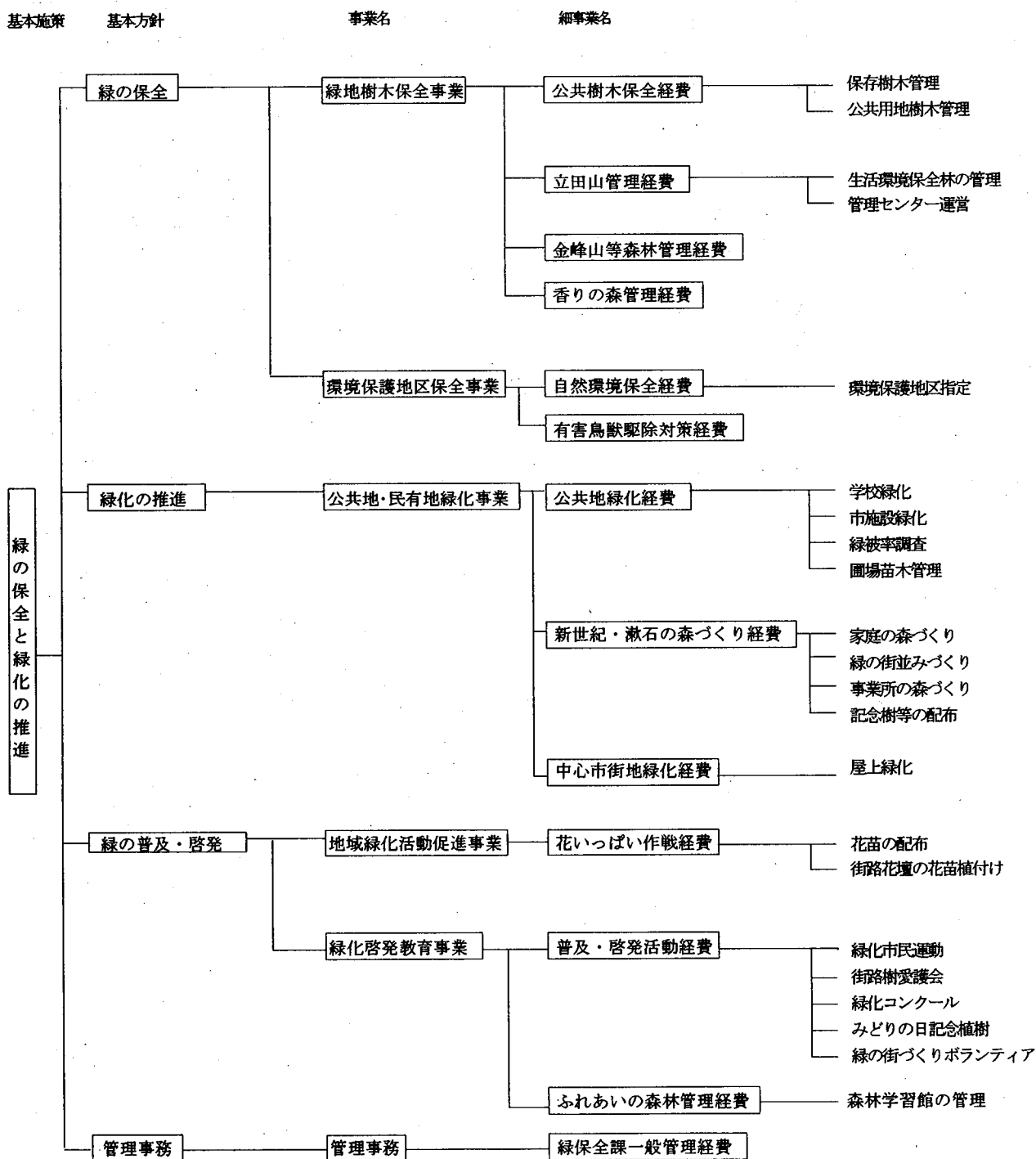
2 緑の保全と緑化の推進（緑保全課）

(1) 概要

健康で快適な生活環境づくりを目的とした緑化運動「森の都作戦」は、市議会における「森の都宣言」（昭和47年10月2日）以来、すでに34年目を迎え、市民の関心と理解を得て、着々とその成果をあげているところである。

さらに平成元年3月28日制定の「熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例」、平成16年3月に策定した「まちづくり戦略計画」、平成17年3月に策定した「熊本市緑の基本計画」に基づき、自然と共生する環境に恵まれた都市となることを目指し、豊かな水と緑のもとで文化が息づく都市づくりを市民協働で進めている。

(2) 緑保全と緑化推進に関する事業体系図



(3) 事業実施状況

(平成17年度)

事業名	事業概要	備考	
公共樹木保全	保存樹木の指定及び管理、公共樹木の管理	保存樹木管理本数 618本	
立田山保全	立田山憩の森の管理外 (施肥、除草、下草刈り等管理)	61.14ha	
金峰山管理	「くまもと自然休養林金峰山地区保護管理協議会」に対する 経費負担		
香りの森管理	香りの森の管理 (除草、清掃、樹木の害虫駆除等)	4.1ha	
自然環境保全	環境保護地区指定、開発行為の事前協議、ふるさとの森基金 の運用	環境保護地区数 12カ所 開発行為事前協議件数 90件	
公共地緑化	学校緑化	新設校、未整備校の植栽等	東部中学校外 17校
	市施設緑化	新築施設、未整備施設の植栽等	碩台コミュニティセンター外 14施設
	建築物緑化	モデル施設の管理	くまもと工芸会館(吊り花壇) 幸田市民センター(屋上緑化)
	圃場苗木管理	城山圃場ほか3カ所の管理	
漱石の森づくり	家庭緑化	家庭の森づくり補助金、緑の街並みづくり補助、 記念樹配布、緑地協定区域内の樹木配布	家庭の森づくり補助件数 113件 緑の街並みづくり補助件数 31件 記念樹配布数 851本
	事業所緑化	事業所の森づくり補助金	事業所の森づくり補助件数29件
中心市街地緑化	下通アーケード内における植栽 屋上やベランダ、又は壁面の緑化への補助	屋上等緑化補助件数 6件	
花いっぱい作戦	地域・市施設等に花苗の配布(サルビア・パンジー等)、 花壇及びフラワーポットの設置、草花植栽管理	花苗配布(自治会等)数 30万6千株	
「みどりの日」 の植樹の集い	「みどりの日」を記念して植樹の集いを実施 (会場 香りの森 ※竣工式も兼ねて実施)	121人参加	
緑化啓発	市民運動による地域環境緑化活動の促進、緑の街づくりボランテ ィアの育成、緑の募金運動の促進、緑化コンクールの実施ほか	緑化市民運動 21カ所 緑化コンクール応募数 55件	
ふれあいの森林管理	「ふれあいの森林」の施設管理、ファミリーデイキャンプ	森林学習館利用者 2,933人	



3 水環境の保全(水保全課)

(1) 概要

本市は、古来水の都ともよばれるほど清冽で豊富な地下水に恵まれ、今日も上水道をはじめ、工業用水、都市活動用水、農業用水等種々の用途に地下水を利用している。

この貴重な地下水を後世まで守り伝えていくために、市議会では「地下水保全都市宣言」が決議(昭和51年3月)され、さらに「熊本市地下水保全条例」を制定(昭和52年9月)し、地下水保全対策を強化してきたところである。しかしながら、近年、都市化の進展や農業情勢の変化により雨水等が地下に浸透しやすい水田、畑地などのかん養域が減少し、浸透しにくい非かん養域が拡大してきたため、地下水かん養量が減少してきた。そこで、地下水量を保全し、健全な状態で次の世代に引き継いでいくため、数値目標を掲げ、5カ年の実行計画として平成16年3月に「熊本市地下水量保全プラン」を作成した。

一方、熊本地域においては、県及び本市を含む近隣14市町村との連携による広域的地下水保全対策に取り組み、良好な地下水の安定的確保を目指している。

また、本市は熊本平野を貫流する白川、緑川の主要河川、及び坪井川、井芹川などの中小河川や江津湖、八景水谷など水辺環境に恵まれた都市であり、この水辺環境を保全創造していくため、流域住民、事業者及び行政が一体となった取り組みを行っている。

(2) 水量の保全

ア 水資源有効活用促進

① 啓発活動の推進

中学生水のポスターコンクールや節水啓発パネル展を中心とした「節水キャンペーン」等の行事を通じて広く市民に水保全意識の啓発を行っている。また、平成16年度に節水推進パートナーシップ会議を設置し、17年度には節水推進のため「わくわく節水倶楽部」を組織し、節水10%を目標に市民協働で取り組んでいる節水社会実験を中心とした節水市民運動を展開している。

② 工業用水と都市活動用水の合理化指導

熊本市域全体の地下水採取量の3割を占める工業用水と都市活動用水の合理化指導を実施した。工業用水については、昭和63年度から平成9年度まで65事業所を対象に、都市活動用水については、平成7年度から平成12年度まで40事業所を対象に、水の循環利用や節水型機械の導入等、水利用の合理化指導を行った。また、地下水使用の合理化に向けて手引書「都市活動用水の使用合理化」を作成した。

イ 水量監視

① 地下水位の観測

地下水の状況や変化を的確に判断するため、昭和61年度から観測井を設置し、現在22カ所35本（大津町を含む）の井戸の水位を常時監視している。また、地下水の状況を広く市民に理解してもらうため、平成6年に市庁舎前に「地下水情報板」を設置し、当日の地下水位と過去の水位との比較を表示している。

② 年間地下水採取量の集計

用途		年度	12	13	14	15	16
上水道用	井戸本数(本)		91	91	92	92	92
	一日平均採取量(m ³)		245,832	244,451	239,671	236,235	232,610
	年間採取量(m ³)		89,728,535	89,224,629	87,479,865	86,462,042	84,902,582
農業・水産 ・養殖用	井戸本数(本)		1,199	1,182	1,155	1,135	1,114
	一日平均採取量(m ³)		36,533	32,952	33,238	30,156	30,076
	年間採取量(m ³)		13,334,575	12,027,450	12,131,933	11,037,133	10,977,650
工業・建築物 ・家庭用等	井戸本数(本)		1,128	1,115	1,097	1,089	1,072
	一日平均採取量(m ³)		50,246	49,650	49,002	48,173	48,108
	年間採取量(m ³)		18,339,967	18,122,455	17,885,891	17,631,172	17,559,491
合計	井戸本数(本)		2,418	2,388	2,344	2,316	2,278
	一日平均採取量(m ³)		332,611	327,053	321,911	314,564	310,794
	年間採取量(m ³)		121,403,077	119,374,534	117,497,689	115,130,347	113,4039,723

ウ かん養域保全

水源かん養林整備

森林の持つ水源かん養機能（水資源貯留・水量調節・水質浄化・洪水緩和）を高度に発揮させるため、最下流に位置し、森林の恩恵を最大限に享受している本市の責務として白川、緑川等の上流域である水源地域において地下水保全及び流域保全を目的とした森林づくりを昭和28年度から実施している。

本市では、今後の造林、管理についても水源かん養を目的とした森林整備が最優先課題であり、より効果が発揮できる地域において、持続性を持ったかん養効果の高い森林づくりを行う必要があることから、現在所有している森林及び今後の新たな森林整備について基本的な考えをまとめた「熊本市水源かん養林整備方針」を平成16年2月に策定した。この方針の中で、熊本市外に所在し地下水かん養区域に属している森林及び白川、緑川の流量確保に寄与している森林についてはすべて「水源かん養林」として位置付け、今後も水源かん養機能を高度に発揮させるため重点的に整備していくこととした。

平成17年度末の「水源かん養林」の管理面積は、約607haであり、菊池郡、阿蘇郡、上・下益城郡などで広域的に取り組んでいる。

水源かん養林所在地及び樹種別面積（平成18年4月1日現在）

○所在地別

所在地	面積 (ha)	所有形態別内訳 (ha)		流域別内訳 (ha)		
		民分収林	国分収林	白川流域	緑川流域	菊池川流域
鹿本郡植木町	1.51		1.51			1.51
菊池郡大津町	298.00	298.00				298.00
下益城郡美里町	19.04		19.04		19.04	
上益城郡山都町	60.62	22.97	37.65		60.62	
御船町	21.96		21.96		21.96	
阿蘇郡西原村	140.45	131.29	9.16	70.99	69.46	
南阿蘇村	48.14	41.20	6.94	48.14		
高森町	16.98	16.98		16.98		
合計	606.70	492.04	96.26	136.11	171.08	299.51
構成比〔所有形態・流域別〕 (%)		84.1	15.9	22.4	28.2	49.4

○樹種別

分類	樹種	面積 (ha)	構成比 (%)
針葉樹	ヒノキ、スギ、クロマツ、イチヨウ	358.28	59.0
落葉広葉樹	ケヤキ、ヤマザクラ、ヤマモミジ、コナラ他	237.78	39.3
常緑広葉樹	イチイガシ、シラカシ、タブノキ	8.11	1.3
その他	無立木地	2.53	0.4

エ 人工かん養促進

① 白川中流域の水田活用による人工かん養の促進

白川中流域の水田で平成7年度、8年度、10年度に県市共同で、冬期に水張り試験等の調査を実施し、高いかん養効果が判明した。そこで、平成11年度・12年度に、行政及び学識経験者等による水田利用検討委員会を開催し、地下水かん養のための水田の湛水による活用策について短期と長期の提言を受けた。

平成13年度から15年度までに維持管理上の課題を調査するため水田かん養モデル事業を延べ25haで実施し、営農と地下水かん養の両立が可能と判断したため、熊本県が設置した「白川中流域水田活用連絡協議会」において事業化の合意形成をすすめ、平成16年1月に大津町、菊陽町、水循環型営農推進協議会と「白川中流域における水田湛水推進に関する協定」を締結した。

平成17年度は、251ha・月の水田で湛水が実施され、753万㎡のかん養効果があったと推計された。

② 雨水浸透施設設置助成等

市の施設における雨水貯留施設整備によるトイレ用水等への雨水利用拡大と、雨水貯留施設やビニールハウス雨水浸透施設に対する補助制度を設け、雨水の有効活用と水循環の推進を図っている。

(3) 水質の保全

ア 水質監視

① 地下水質監視

水質汚濁防止法に基づく水質測定計画により、計250本（計画当初）の井戸を対象に地下水の環境基準適合状況を調査している。この調査は、市域の地下水質の概況を全般的に調査する概況調査、同一の井戸の水質を長期的に追跡する定期モニタリング調査、及び概況調査で汚染が新たに認められた井戸の周辺を調査する汚染井戸周辺地区調査で構成している。

地下水の環境基準値を超過した井戸は次のとおりである。

(平成17年度)

有機塩素化合物	ベンゼン	硝酸性窒素	砒 素	ふ っ 素	ほ う 素
17井戸	1井戸	20井戸	10井戸	26井戸	1井戸

② 公共用水域水質監視

水質汚濁防止法に基づく水質測定計画により、市域の公共用水域（河川；24地点、海域；6地点）の環境基準適合状況を熊本市、熊本県及び国土交通省で、それぞれ分担して調査している。環境基準には、人の健康の保護に関する項目（健康項目）と生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）がある。健康項目は、主要地点で年に数回調査を実施しているが、平成17年度は1地点（堀川の坪井川合流前）で、ふっ素について環境基準を超過していた。生活環境項目は、水域ごとに、河川は6類型、海域は一般項目に関する基準3類型と全窒素、全磷に関する基準4類型が設定されており、環境基準点で環境基準適合状況を評価している。河川、海域ともに水質に大きな変化は見受けられないが、全体的に改善傾向にある。

河川の環境基準点における生活環境項目の測定結果は次のとおりである。

(平成17年度)

河川名	測定地点名	BOD 生物化学的 酸素要求量	DO 溶存酸素	SS 浮遊物質
白川	吉原橋	1.3	9.8	6
	小島橋※	1.1	8.8	9
加勢川	大六橋※	2.2	8.6	5
堀川	坪井川合流前	7.1	9.0	10
	堀川合流前	1.2	11	3
坪井川	上代橋	8.2	7.4	6
	千金甲橋	5.1	6.6	26
井芹川	山王橋	1.8	11	6
	尾崎橋	2.4	11	11
天明新川	六双橋	2.5	7.5	15

(注) 単位はmg/L、BODは75%値、その他は平均値、※は国土交通省の測定地点

③ 化学物質汚染調査

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、公共用水域の水質・底質、地下水の水質及び土壌の環境基準適合状況を調査している。平成17年度は、公共用水域の水質（11検体）・底質（11検体）、地下水の水質（8検体）及び土壌（10検体）を調査した結果、環境基準を超過している検体はなかった。

イ 水質浄化対策

① 地下水浄化対策

有機塩素化合物による汚染地区12カ所のうち5地区で、「ガス吸引処理方式」「揚水ばっき処理方式」「活性炭吸着処理方式」などによる浄化装置を用いた地下水浄化が実施されている。対策実施後、地下水濃度は急激に減少しているが、なお環境基準を超過している。このほか、東野地区では平成3年度から、田崎地区では平成15年度からガソリン汚染浄化対策を行っている。

② 水質汚濁規制

水質汚濁防止法などの法令で規制されている特定事業場に立入調査をし、排水の検査を行っている。排水基準を超過しているときは、改善命令等を行っている。

(平成17年度)

法令名	届出事業場数	排水規制事業場数	立入検査事業場数
水質汚濁防止法	562	75	68
熊本県地下水保全条例	99	15	5

③ 生活排水対策

河川の汚濁原因の8割以上が家庭からの生活排水であることから、台所などのできる対策の実践活動を啓発・指導している。特に井芹川の上流域は県から生活排水対策重点地域の指定を受けており、集中的に対策を実施している。

(4) 広域的な保全対策

ア 財団法人熊本地下水基金

本市を含む14市町村における広域的な地下水保全対策を推進するため、平成3年3月に(財)熊本地下水基金を設立し、水源涵養林の造成・整備に関する助成及び確保並びに地下水涵養に関する助成等に取り組んでいる。平成8年度に、水源涵養林として阿蘇郡西原村の山林約34haを取得している。

4 ごみ処理

(1) 概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、平成16年3月にごみ処理基本計画（ごみ減量・リサイクル推進基本計画）を策定した。この基本計画及び毎年定める実施計画に基づき、全市域を対象に処理を行っている。

また、環境保全の観点から、「ごみ減量・リサイクル」を推進するため、資源物等再資源化推進事業をはじめ、再生資源集団回収助成事業、生ごみ堆肥化容器購入費助成制度等を実施するとともに、総合的な環境啓発の拠点として、平成9年5月に熊本市リサイクル情報プラザをオープンした。

さらに、平成13年10月から、ごみ処理費用の公平性を高めるとともに、物の長期使用を促しごみの発生を抑制すると同時に市民サービスの向上も図るため、大型ごみ収集を事前申込制（有料・戸別収集）に変更した。そして平成14年8月からは不燃性大型ごみからの金属回収を始めた。また、埋立地の延命化策として、平成17年9月に破碎・選別機を導入した。

(2) 収集及び処理量（廃棄物計画課）

ア 収集量

(単位 t)

区分		年度				
		13	14	15	16	17
直 営	北 クリーンセンター 部	48,132	46,408	45,364	44,842	38,925
	西 クリーンセンター 部	56,507	55,104	53,698	52,990	44,464
	東 クリーンセンター 部	52,266	50,334	51,660	48,562	49,061
	蓮 台 寺 クリーンセンター	13,722	4,416	4,406	4,533	4,788
委託収集		26,195	23,093	23,177	23,054	36,760
許可業者		98,553	101,398	90,638	87,450	87,539
自己搬入		38,223	39,585	49,501	48,392	41,368
計		333,598	320,338	318,444	309,823	302,919
1日平均排出量		914	878	872	849	830
1人1日当たり排出量 (g)		1,394	1,334	1,324	1,287	1,256

イ 処理量

(単位 t)

区分		年度									
		13		14		15		16		17	
		総量	日平均	総量	日平均	総量	日平均	総量	日平均	総量	日平均
焼 却	西部環境工場	128,644	352	126,037	345	120,896	331	124,097	340	119,018	326
	東部環境工場	153,002	419	155,715	427	160,994	441	153,887	422	154,100	422
埋立		22,771	62	14,206	39	17,085	47	13,592	37	10,997	30
再資源化		29,181	80	24,380	67	19,469	53	18,247	50	18,804	52
計		333,598	914	320,338	878	318,444	872	309,823	849	302,919	830

(3) 廃棄物処理手数料 (廃棄物計画課)

種 別	取 扱 区 分	単 位	金 額
一般廃棄物	焼却又は埋立てのみを行うとき。	1回の持込み量20キログラムにつき	200円
	第9条に規定する大型ごみを排出場所から収集し、運搬し、及び処分を行うとき。	1品目につき	重量、容積、処理の困難性等を勘案し、900円以内で品目別に規則で定める額
産業廃棄物(第15条第1項の規定により告示されたものに限る。以下この項において同じ。)又は産業廃棄物と一般廃棄物が混合状態のもの	焼却のみを行うとき。	1回の持込み量20キログラムにつき	210円
	埋立てのみを行うとき。	1回の持込み量20キログラムにつき	200円

(4) 保有車両と人員 (廃棄物計画課)

(平18. 4. 1現在)

事業所名	パッカー車	その他の車両	ブルドーザー等	予 備 車	運転士	技術吏員 作業員
北部クリーンセンター	24台	台	台	5台	24人	27人
西部クリーンセンター	24			5	24	25
東部クリーンセンター	25			4	25	28
蓮台寺クリーンセンター	10	2tパワーゲート1 真空式ごみ 収集車 2		パッカー車2 2tパワーゲート1	13	13
東 部 環 境 工 場		3tユニック 1				24
西 部 環 境 工 場						20
扇田環境センター	1	散水車 1 3.5tダンプ 1	ブルドーザー3 ゴムクローラ1 ショベル 2		4	6

(注) 役付職員(主任を除く。)、事務職は含まない。

(5) 資源物等再資源化推進事業 (廃棄物計画課)

目 的 市民の自主的な有価物回収運動を促進し、さらに資源物等の再資源化を積極的に推進することにより、ごみの減量、リサイクルの推進、埋立地の延命、市民のリサイクル意識の向上を図る

収 集 回 数 「資源物」「ペットボトル」収集日、毎月2回 「紙」収集日、毎週水曜日

住民搬出方法 透明ごみ袋に入れ、収集日の午前8時30分までに、町内のごみステーションへ搬出する

収 集 品 目 空びん、空缶、ペットボトル、新聞紙、雑誌、段ボール、古着、なべ類、自転車など

(単位 t)

区分 \ 年度	13	14	15	16	17
収 集 量	34,397	29,352	24,404	22,316	22,368
再 資 源 化 量	28,314	23,837	19,548	17,632	17,872
委 託 料 (千円)	345,009	351,444	359,641	361,731	358,533

(注) 1. 委託料は、回収経費と選別経費の合算額から売却代金を差し引いた額を基礎として算定した額
2. 収集量-再資源化量=選別残渣

(6) リサイクルの推進 (廃棄物指導課)

今日の大量生産、大量消費、大量廃棄の社会システムを見直し、資源の再使用・再利用を進め、新たな資源の投入をできるだけ抑えるようなリサイクル社会を形成することが必要である。



ア 再生資源集団回収助成事業

再生資源回収活動を活性化するため、自治会、子ども会などの住民団体に対して、回収した再生資源の量に応じて1kgあたり4円～6円の助成を行っている。

(平成17年実績)

登録団体 652団体 団体当たりの平均助成額 36,720円 (上半期:1月～6月分)
 38,148円 (下半期:7月～12月分)
 助成総額 38,611千円

イ 生ごみ堆肥化容器、電気式生ごみ処理機購入費助成

家庭から排出される生ごみ減量化とリサイクルを促進するため、購入者に対して、助成を行っている。

[生ごみ堆肥化容器]

- ・購入代金の2分の1 (1基当たり3千円を上限)
- ・1世帯2基まで

(平成17年度実績)

助成対象件数 210件
 助成対象基数 364基
 助成総額 500千円

[電気式生ごみ処理機]

- ・購入代金の2分の1 (1基当たり20千円を上限)
- ・1世帯1基まで

(平成17年度実績)

助成対象件数 525件
 助成対象基数 525基
 助成総額 10,483千円

ウ リサイクル啓発施設

リサイクルに関する情報やリサイクル活動の拠点を提供すること等によりリサイクルやごみ減量化を推進することを目的として、平成9年5月30日に熊本市リサイクル情報プラザを設置した。

熊本市リサイクル情報プラザ

所在地	戸島町2570番地 (東部環境工場内)
建築面積	545㎡
延床面積	1,175㎡
構造	RC造2F (旧東部環境工場管理棟を再利用)
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル展示 (リサイクルの現状や熊本市のごみ問題などを紹介) ・リサイクル品の展示、提供 ・リサイクル体験 (紙すき、廃油石けん、ボカシ) ・リサイクル講座の開催 ・図書・資料室 ・リサイクル情報掲示

(7) 焼却施設（環境工場）

都市ごみは、ライフスタイルの変化等とともに多様化、増加しつつあるなか、昭和61年に竣工した西部環境工場（450t/日）と平成6年3月に完成した東部環境工場（600t/日）、両工場合計処理能力1,050t/日で可燃ごみの全量焼却体制を維持している。

また、東部、西部両環境工場は、ごみ焼却余熱を利用して発電を行う発電所であり、合計13,500kwの発電能力を持ち、場内及び市関連施設に電力を供給し、余剰の電力は電力会社に売却している。

さらに、余熱の用途として、西部環境工場は周辺農業用ハウスに加温用温水を供給し、東部環境工場は健康増進と地域のふれあいの施設「三山荘」に浴場用温水を供給している。

施設の維持管理面では、西部環境工場は、工場設備の老朽化対策と排ガス中のダイオキシン類対策のため平成9年度から平成11年度にかけて基幹的施設整備を行い、東部環境工場は、法令の新たな規制に対する適合を図るため平成12・13年度で飛灰処理設備改修工事を実施し、平成18年度から平成22年度にかけて老朽化対策として基幹的施設整備を予定している。

ア 施設の状況

区分 \ 名称	東 部 環 境 工 場	西 部 環 境 工 場
所 在 地	戸島町2570番地	城山薬師町363番地
敷 地 面 積	75,633㎡（工場敷地約18,000㎡）	30,843㎡
建 設 年 月	平2.12～平6.3	昭58.3～昭61.3
建 設 費	22,505,489千円	9,203,272千円
延 床 面 積	24,010㎡（管理棟を含む）	16,140㎡（管理棟を含む）
焼 却 処 理 能 力	600t/24時間（300t×2基）	450t/24時間（225t×2基）
破 碎 処 理 能 力	30t/5時間	50t/5時間

イ 余熱利用

①東部環境工場

目 的 東部環境工場の余熱を利用し、同工場に隣接する健康増進施設「三山荘」の入浴設備に温水を供給し、地元住民をはじめ広く市民の健康保持と福祉の増進に資する。また、発電を行い、場内及び隣接施設の電力を賄うほか、電力会社へ余剰電力を供給するなど、余熱の高度利用を図る。

発 電 設 備 抽気復水蒸気タービンによる発電設備： 発電機定格出力10,500kw
 （健康増進施設）

名 称 三山荘

所 在 地 戸島町2573番地

経 営 主 体 熊本市（指定管理者制度を導入し、戸島地域環境保全協議会を指定）

開 設 年 月 日 平成2年10月16日

構 造 鉄筋コンクリート+鉄骨造、和風瓦葺平家建

敷 地 面 積 6,769㎡

建 物 面 積 992.63㎡（浴室、大広間、トレーニング室、和室（茶室含む）、会議室、リラックスルーム）

建 設 費 391,200千円

定 員 大広間80人、浴室 男子・女子用各30人、会議室30人、和室（茶室含む）20人
 使 用 料 大人（高校生以上）300円 ただし、地元町内会に所属している者は無料
 小人（中学生以下）無料

②西部環境工場

目 的 西部環境工場の余熱を利用して発電を行い、工場内の電力を賄う。また冬期にハウス園芸施設への温水を供給する

発 電 設 備 復水式蒸気タービン、発電機定格出力3,000kw
 (ハウス園芸施設への温水供給)

利 用 者 西部環境工場温水利用温室組合、小島上町花き団地

施 設 面 積 (農地面積) 約19,000㎡

加 温 方 式 温水フィンチューブ方式(60℃～80℃)

栽 培 品 目 なす、花き類

温 室 内 容 アクリル温室、ガラス温室

(8) 最終処分場

名 称 扇田環境センター

扇田環境センターは、昭和59年に供用を開始した最終処分場の埋立残余量が少なくなったことから、平成11年から隣接地に新しい最終処分場の建設を行ない、一期工事分として埋立容量605,000㎡分を平成15年3月に完成させ、同6月から使用を開始した。

新処分場は、十分な埋立容量を確保するためのコンクリート重力式貯留堰堤、汚水を地下に浸透させない2重の遮水設備、浸出水の高度処理を行う排水処理施設、十分な貯留量をもつ防災調整池等を備えている。埋立方法は、履土による即日セルとサンドイッチ処理を併用した埋立工法とし、埋立地の安定化、周辺環境に配慮している。浸出水は排水処理施設で高度処理を行った後、市下水道に放流する。

これまで使用した最終処分場(旧処分場)は、ある程度の残余量があるため、環境工場の焼却灰、飛灰処理物のみに限って埋め立てを継続する予定である。

所 在 地 熊本市貢町1567番地

総敷地面積 235,700㎡
 (旧処分場 124,660㎡)

埋 立 面 積 約80,000㎡
 (旧処分場 91,000㎡)

埋 立 容 量 約1,500,000㎡ (一期工事分 605,000㎡)
 (旧処分場 1,580,000㎡)

供 用 開 始 平成15年6月
 (旧処分場 昭和59年4月)

工 事 期 間 平成11年6月～平成15年3月

5 し尿処理（浄化対策課）

（1）概 要

本市のし尿収集（便槽くみ取りと単独処理浄化槽清掃）は全市域を小学校区毎に地区指定し、全て許可業者（6社1協業組合、車両27台）が行っている。便槽は各戸毎に月1回以上くみ取りしており、浄化槽は月1回の保守点検と年1回以上の清掃を行うよう指導している。なお、下水道整備により影響を受けるし尿処理業者に対して、平成10年度から5カ年間にわたる第一次合理化事業を実施し、平成15年度から引き続き第二次合理化事業を開始した。

一方、公共用水域の水質保全の一環として公共下水道認可区域外における小型合併処理浄化槽設置者に対して補助金を交付し普及促進を図っている。

収集したくみ取りし尿と浄化槽汚泥は市の処理施設で適正に処理をしている。

（2）処理対象人口と収集量

区分		年度					
		13	14	15	16	17	
総人口（人）		665,933	668,446	670,003	670,945	672,114	
内訳	水洗化	公共下水道（人）	507,574	523,577	531,014	538,280	545,595
		浄化槽（人）	133,500	123,042	119,544	114,290	109,103
	くみ取り（人）	24,733	21,726	19,354	18,289	17,338	
	自家処理（人）	126	101	91	86	78	
収集量	くみ取りし尿収集量（kl）	24,762.1	22,875.1	21,888.3	19,410.1	18,003.5	
	浄化槽汚泥収集量（kl）	59,195.2	61,291.1	57,750.1	54,686.0	52,610.5	
	収集量合計（kl）	83,957.3	84,166.2	79,638.4	74,096.1	70,614.0	

（注）総人口は10月1日現在の推計人

（3）処 理

（単位 kl）

区分		年度				
		13	14	15	16	17
秋津浄化センター		42,613.1	40,836.2	33,123.4	27,158.1	25,125.0
中部浄化センター		41,344.2	43,330.0	46,515.0	46,938.0	45,489.0
計		83,957.3	84,166.2	79,638.4	74,096.1	70,614.0

（4）料 金

人頭制料金	月1回収集のとき	1人につき367.50円（消費税込）
人頭制加算料金	月2回以上のときで月1回分に加算	1人1回につき183.75円（ 〃 ）
従量制料金	簡易水洗便槽や事業所便槽のとき	1リットルにつき8.40円（ 〃 ）
仮設トイレ料金	収集車派遣1回につき	2,100円（ 〃 ）
	加算料金	1リットルにつき8.40円（ 〃 ）

（5）処理施設

区分	名称	秋津浄化センター	中部浄化センター（し尿処理関係）
所在地		秋津3丁目17番1号	蓮台寺5丁目7番2号
敷地面積		27,191㎡	93,900㎡
建物面積		9,315㎡	19,000㎡
処理能力人口		175,000人	150,000人
処理能力		90㎡/日（圧送量）	210kl/日
建設年月		1期 昭37.12～39.12 2期 昭43.12～45.3 3期 昭53.1～54.3	1期 昭33.6～34.10 2期 昭37.12～39.3
建設費		1,197,551千円	163,700千円
方式		前処理後、東部浄化センターへ圧送（下水処理）	前処理後、下水処理

(6) 浄化槽の設置基数累計

(単位 基)

型式		人 槽						計
		5~10	11~20	21~50	51~100	101~200	201以上	
単 独 処 理 槽	腐 敗 型	3,114	196	173	25	11	4	3,523
	全 ば っ 気 型	1,479	83	118	32	3		1,715
	分 離 ば っ 気 型	3,455	111	242	31	1		3,840
	接 触 ば っ 気 型	7,637	627	729	22	4		9,019
	計	15,685	1,017	1,262	110	19	4	18,097
合 併 処 理 槽		4,453	117	159	95	91	136	5,051
合 計		20,138	1,134	1,421	205	110	140	23,148

(7) 小型合併処理浄化槽設置事業補助金

区分	年度	13	14	15	16	17
	補 助 対 象 基 数 (基)		274	171	229	268
補 助 対 象 人 槽 (人 槽)		1,839	1,116	1,466	1,718	1,444
補 助 金 の 額 (千 円)		111,909	68,754	91,041	106,092	89,946

(8) 美粧化公衆トイレの維持管理

周辺景観にマッチした明るくさわやかな公衆トイレづくりを目指して、昭和63年度から美粧化公衆トイレの整備を進めた。美粧化トイレの建設は各所管課が担当し、維持管理は16カ所を一元化して浄化対策課が行っており、利用する市民の好評を得ているところである。

名 称	所 在 地	竣工年月	所 管
本 妙 寺 手 洗 所	花園4丁目14-1地先 (本妙寺駐車場横)	平元. 3	観光政策課
高 麗 門 手 洗 所	新町4丁目9-1 (高麗門踏切横)	平元. 3	浄化対策課
上 江 津 湖 畔 トイレ	神水本町16-11 (江津湖)	平元. 3	公園管理課
一 夜 塘 手 洗 所	子飼本町2-8 (一夜塘公園内)	平元. 3	〃
武 蔵 塚 手 洗 所	龍田弓削1丁目3-1 (武蔵塚公園内)	平元. 9	〃
花 畑 パークトイレ	花畑町6 (花畑公園内)	平元. 10	〃
立 田 山 配 水 池 前 手 洗 所	黒髪4丁目742 (水道局配水池前)	平2. 3	浄化対策課
林 霧 庵	黒髪4丁目610 (立田自然公園・泰勝寺跡)	平2. 3	公園管理課
八 景 水 谷 パークトイレ	八景水谷1丁目7 (八景水谷公園内)	平3. 3	〃
白 川 パークトイレ	草葉町5-1 (白川公園内)	平3. 3	〃
岩 戸 の 里 公 園 手 洗 所	松尾町平山415-28 (岩戸の里公園駐車場)	平3. 3	熊 本 県
学 園 通 り トイレ	大江2丁目1 (渡鹿交差点横)	平5. 3	浄化対策課
辛 島 パークトイレ	辛島町1 (辛島公園内)	平5. 9	公園管理課
古 城 堀 端 手 洗 所	古城町 (古城堀端公園内)	平5. 9	熊本城総合事務所
金 峰 山 さるすべり公衆トイレ	河内町岳	平6. 3	観光政策課
金 峰 山 頂 上 トイレ	河内町岳1881	平8. 10	熊 本 県

6 環境総合研究所

(1) 概 要

昭和47年2月、公害その他衛生上の試験検査を行う目的で、熊本保健所内に衛生試験所として発足した。昭和56年1月、社会情勢の変化に伴う衛生上の試験検査、調査研究の高度・複雑化に対応するため、独立した施設を建設、従来の環境科学部門に係る試験検査体制の充実をはかるとともに、新たに衛生化学部門、細菌微生物部門を増設し、保健衛生研究所と名称を改め総合試験研究施設として発足した。平成7年4月1日、機構改革により地下水、企画情報部門を増設して組織名を環境総合研究所と改め、同年6月研究機能と学習機能が一体となった新しい形態の総合研究施設として建設された環境総合センターに移転した。

所在地 画図町大字所島404番地1

構造 鉄筋コンクリート3階建

敷地面積 7,033㎡

建物面積 本体3,999㎡

竣工 平成7年5月29日

建設費 2,655,830千円

人員 23人

業務内容 環境基本法、食品衛生法、環境衛生関係法等に基づく理化学試験、細菌ウイルス等微生物学的検査
および調査研究並びに環境総合センターの管理

(2) 業務実績

環境調査関係業務

調査区分		年度		15		16		17		備 考
		検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数			
大気汚染	有害大気汚染物質	130	690	131	706	132	708	ベンゼン、アルデヒド、金属等		
	大気汚染物質	189	189	171	171	174	174	窒素酸化物等		
	その他	37	298	48	318	1,044	1,565	酸性雨、アスベスト等		
	小計	356	1,177	350	1,195	1,350	2,447			
行政試験	河川水	一般項目	348	2,139	336	1,980	336	1,824	pH、BOD等	
		健康項目	15	145	15	225	15	431	水銀、鉛、シアン等	
	工場・事業所排水	66	365	62	362	73	478	BOD、水銀、鉛等		
	その他	44	344	42	279	59	583	海水、へい死魚調査等		
	小計	473	2,993	455	2,846	483	3,316			
	悪臭物質	3	21	0	0	0	0	アンモニア、硫化物		
	廃棄物関係	28	368	28	368	30	420	廃棄物埋立地関係		
	精度管理	2	5	1	2	3	10	環境省の精度管理		
	その他	40	88	21	143	7	32	火災原因調査、土壌環境調査等		
	一般依頼検査	0	0	0	0	90	90	アスベスト		
合計		902	4,652	855	4,554	1,963	6,315			

環境

地下水関係業務

調査区分		年度		15		16		17	
		検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数		
行政試験	定点監視調査	120	4,973	120	4,973	128	5,464		
	汚染防止関係調査	63	63	22	228	79	435		
	浄化促進事業	128	2,526	128	2,062	107	2,114		
	地下水質モニタリング	262	4,680	393	10,671	293	6,801		
	その他	33	312	41	481	29	1,126		
合計		606	12,554	704	18,415	636	15,940		

衛生化学関係業務

検査区分		年度		15		16		17	
		検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数		
行政試験	食品試験	140	2,704	151	2,898	149	2,780		
	飲料水、浴場水等の水質試験	604	2,987	633	2,912	643	3,478		
	容器包装、おもちゃ等の試験	9	9	4	10	4	10		
	家庭用品試験	50	50	50	50	53	53		
	小計	803	5,750	838	5,870	849	6,321		
一般依頼	飲料水等の水質試験	3,809	33,100	1,758	14,641	0	0		
合計		4,612	38,850	2,596	20,511	849	6,321		

微生物関係業務

検査区分		年度		15		16		17	
		検体数	項目数	検体数	検体数	検体数	項目数		
行政試験	食品	408	1,327	375	1,047	298	877		
	環境(浴槽水・プール水等)	574	974	604	1,018	635	1,095		
	食中毒(便・吐物等)	579	6,930	492	5,973	392	5,575		
	感染症(O157等、発生动向調査)	157	409	166	341	138	350		
	小計	1,718	9,640	1,637	8,379	1,463	7,897		
一般依頼	飲料水等	4,017	8,034	1,720	3,440	0	0		
合計		5,735	17,674	3,357	11,819	1,463	7,897		

環境学習業務

(平成17年度)

事業名	内容	期日	参加人数
夏休み子ども環境教室	水質調査、ソーラー電池の性質、顕微鏡観察など5種類の学習内容	夏休み期間中 20日間	654人
ジュニア環境科学セミナー	水生生物を使った水環境調査、燃料電池にチャレンジ	7月21日～22日 (2日間)	55人
親子環境探検隊	第1回:干潟の観察会等(住吉干潟)、第2回:天然水の森観察(西原村)	年2回 (6、10月)	178人
春休み子ども環境教室	二酸化炭素・紫外線の実験、酸性雨の調査など5種類	春休み期間中 5日間	137人
学習会等の支援	学校や諸団体等の依頼により、学習会実施を支援する	随時	1305人
科学体感フェア	研究所を開放し、業務に関連する実験などを体験させる。	11月20日	445人
親子エコスクール	紙すき、ペットボトル工作、草木染め、太陽の恵み、廃油石けんづくり	年6回 (6、9、2月)	120人
環境学習指導者研修会	小中学校の先生を対象に研修会を開催する。	8月24日～26日 (3日間)	46人